令和９・10年度「奥州市建設関連業務」入札参加資格審査申請について

令和９年度及び令和10年度において、奥州市が発注する建設関連業務の入札に参加しようとする方は、次のとおり申請の手続きを行ってください。

１　指名競争入札参加資格基準

(1) 資格要件

資格審査を受ける者は、次のいずれにも該当しなければなりません。

ア　申請しようとする業務に関し、法律上必要とする登録を受けていること。

イ　申請日時点で、営業年数が１年以上であること。

ウ　申請日の直前２年以内の営業（事業）年度において、申請しようとする業種に、業務実績があること。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

ア　契約を締結する能力を有しない者

イ　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第７条に規定する暴力団関係者

エ　納税証明書の提出を要する税目に未納がある者

オ　民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者

カ　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定に違反している者

キ　次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過しない者

(ｱ) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした者

(ｲ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

(ｳ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ｴ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(ｵ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ｶ) (ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

２　提出書類等

(1) 入札参加資格審査申請

市ホームページの競争入札参加資格審査申請受付システム（以下「受付システム」という。）より申請してください。

(2) 使用印鑑届兼委任状（様式第１号）

(3) 納税証明書（写）

次の税について、該当する全ての証明書の写しを提出してください。ただし、発行後３か月以内のものに限ります。

ア　国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額のないことの証明書です。税務署で発行する証明書で、個人の場合は「その３の２」、法人の場合は「その３の３」を提出してください。

※　国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

イ　奥州市の市税に係る証明書（様式第２号（参考））

奥州市の市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の「未納がないことの証明書」については、奥州市役所財務部納税課、江刺総合支所及び胆沢総合支所においては市民生活グループ、前沢総合支所及び衣川総合支所においては市民福祉グループで交付しています。窓口で**「入札参加資格申請のために『未納がないことの証明書』を交付して欲しい」**とお話しください。

(4) 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（写）又は身分証明書（写）

ア　〔法人の場合〕商業登記簿謄本（全部事項証明書）（法務局で発行したもので、発行後３か月以内のものに限ります。）

イ　〔個人の場合〕身分証明書（本籍地の市区町村役場の戸籍担当課（奥州市は本庁市民環境部市民課、江刺総合支所及び胆沢総合支所においては市民生活グループ、前沢総合支所及び衣川総合支所においては市民福祉グループ）で発行したもので、発行後３か月以内のものに限ります。）

(5) 財務諸表

直近１営業年度の次の書類を提出してください。

ア　〔法人の場合〕貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

イ　〔個人の場合〕売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）

(6) 営業に関する登録証明書（写）

ア　測量、建築関係建設コンサルタント等法律上必要とする登録等の証明書の写しで、発行後３か月以内のものに限ります。

イ　建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程による登録を受けている方は、登録の通知の写しを提出してください。

※　(2)から(6)はＰＤＦファイルとして受付システムの添付ファイルにアップロードしてください。

３　申請の受付期間等

令和８年11月２日（月）から令和８年11月30日（月）までの間で、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前８時30分から午後９時まで受付システムが稼働します。

４　奥州市建設関連業務資格者名簿への登載

市内に本店を有する者及び市内営業所長に対する入札・契約・請求事務に係る委任状を提出する者については、希望する業務の直近１営業年度における営業実績、財務状況、有資格技術者数等の客観的事項について行う審査の結果に基づき資格者名簿へ登載します。

資格者名簿に登載するのは、市内に本店を有する者又は市内の営業所長に入札・契約・請求の権限に関する委任状を提出する者です。

５　奥州市建設関連業務資格者名簿に登載した場合の通知

資格者名簿に登載した場合は、別途通知します。

６　奥州市建設関連業務資格者名簿の有効期間

令和９年７月１日から令和11年６月30日までが有効期間です。ただし、この名簿を作成してから次の名簿ができるまでの期間は有効とします。

７　提出書類記載事項の変更申請

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその事実を証明する適宜の書類を添付し、その都度「受付システム」から変更申請を行ってください。ただし、希望業種の追加はできません。

(1) 本店等の所在地、電話番号等を変更した場合
(2) 商号又は名称を変更した場合
(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合
(4) 受任者を変更した場合
(5) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

８　承継等による申請

申請書提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、届出が必要となります。提出書類等詳細については、９その他(3)「申請に関する問合せ先」に問い合わせてください。

(1) 個人から法人となり承継をした場合
(2) 個人事業主の死亡等により承継をした場合
(3) 法人が合併等により承継をした場合

９　その他

(1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行いません。

(2) インターネットに接続できるコンピュータやネット環境がないなどの理由により受付システムを利用できない場合は、奥州市財政課契約係へご相談ください。

(3) 申請に関する問合せ先

奥州市財務部財政課契約係

【電話】0197-34-1767

【ＦＡＸ】0197-23-5240

【mail】keiyaku@city.oshu.iwate.jp

「上下水道部」及び「医療局（総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所）」への申請書の提出は不要です。